第２　勧告

１　勧告

職員の給与の決定条件に関する調査の結果は以上のとおりであり、職員給与と民間給与との較差、物価・生計費及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案すると、下記により職員の給与を改定する必要があると認められるので、所要の措置をとられるよう勧告する。

記

(1)　改定の内容

ア　給料表

(ア)　職員の給与に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第１のとおり改定すること。

(イ)　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第２のとおり改定すること。

(ウ)　一般職の任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第３のとおり改定すること。

イ　地域手当

　　　　(ア)　大阪府の区域に在勤する職員に支給する地域手当の月額を、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の12を乗じて得た額とすること。

　　　　(イ)　人事委員会規則で定める地域及び公署に在勤する職員に支給する地域手当の月額を、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とすること。

　(ウ)　医療職給料表（一）の適用を受ける職員の地域手当の月額を、当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額とすること。

　　　　(エ)　職員の給与に関する条例第13条の４に定める地域手当について、異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるときは、異動等後の支給割合が100分の12未満である場合に限ることとし、異動等前の支給割合が100分の12を超える場合は100分の12とすること。

ウ　単身赴任手当

単身赴任手当の基礎額を、職員の給与に関する条例第14条の２第２項に定める額とすること。

エ　期末手当及び勤勉手当

(ア)　（イ）、（ウ）及び（エ）以外の職員

６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.375月分）とすること。

(イ)　特定管理職員

６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

(ウ)　指定職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）

６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.875月分とすること。

(エ)　任期付研究員及び特定任期付職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

オ　初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を250,400円とすること。

　　(2)　改定の実施時期

　　　　 この改定は、平成27年４月１日から実施すること。